

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	7

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年6月1日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C5
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年5月19日
 - ② 申請者：京王バス株式会社
 - ③ 適用路線：多摩地区内一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：22.7%
 - ⑤ 初乗り運賃：230円（現行：現金180円、IC178円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
高幡不動駅～百草団地	180	178	230	8,050	10,290
府中駅～国分寺駅南口	220	220	270	9,840	12,070
八王子みなみ野駅～グリーンヒル寺田	250	242	300	11,180	13,420

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年6月1日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C6
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年5月19日
 - ② 申請者：京王電鉄バス株式会社
 - ③ 適用路線：多摩地区内一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：21.1%
 - ⑤ 初乗り運賃：230円（現行：現金180円、IC178円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
八王子みなみ野駅～みなみ野循環	180	178	230	8,050	10,290
高幡不動駅～日野駅	210	210	270	9,390	12,070
八王子駅北口～日野自動車前	280	273	350	12,520	15,650

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年6月1日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C7
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年5月22日
 - ② 申請者：関東自動車株式会社
 - ③ 適用路線：一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：24.1%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：190円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
	現金・IC	現金・IC		
宇都宮駅西口～作新学院前	220	260	9,240	10,920
宇都宮東武～益子駅前	1,270	1,610	53,340	67,620
石橋駅～真岡営業所	850	1,100	35,700	46,200
栃木駅～国学院前	240	350	10,080	14,700
黒磯駅～板室温泉	930	1,120	39,060	47,040
那須塩原駅～那須湯本温泉	1,020	1,320	42,840	55,440

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年6月1日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C8
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年5月23日
 - ② 申請者：京浜急行バス株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内一般バス全路線
 - ④ 平均改定率：13.84%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	250	9,900	11,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年6月1日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C9
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年5月23日
 - ② 申請者：京浜急行バス株式会社
 - ③ 適用路線：神奈川県内一般路線バス全路線（横浜市内均一運賃適用区間を除く）
 - ④ 平均改定率：18.60%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：現金180円、IC178円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
金沢文庫駅～野村住宅センター	200	199	230	8,960	10,350
大船駅～梶原	240	231	280	10,400	12,600
逗子駅～横須賀市民病院	470	462	560	20,790	25,200
横須賀駅～池上中学	210	210	260	9,450	11,700
横須賀中央駅～一騎塚	350	347	430	15,620	19,350
三崎口駅～三崎東岡	260	252	300	11,340	13,500

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年6月1日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B11号 株式会社 ゆりかご

1. 令和5年5月10日
2. 茨城県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |